

島根県アンテナショップ管理運営業務 運営事業者募集要項

目 次

業務委託内容について

- 1 業務の目的
- 2 施設の概要
- 3 業務委託の内容

公募の手続きについて

- 4 公募への参加資格
- 5 応募手続き等
- 6 申請書類の内容及び提出方法
- 7 評価・選定方法

- 別記 様式 1 参加表明書
様式 2 誓約書
様式 3 質問書
様式 4 企画提案書
様式 5 説明会参加申込書

1 目的

島根県では、首都圏における総合的な情報発信の拠点として、千代田区有楽町の日比谷シャンテ内に「日比谷しまね館」を設置しています。

アンテナショップの役割は、県産品の販売だけでなく、販売を通じたテストマーケティングや消費情報のフィードバックなど県内事業者への販路開拓支援のほか、食や観光をテーマにした様々なイベントの開催など多岐にわたることから、その管理運営については、民間のノウハウを活用することとしています。

そこで、首都圏における情報発信の拠点として、さらにその機能を向上させることを目的に、「日比谷しまね館」の管理運営について幅広く企画提案を募集します。

2 施設の概要

(1) 入居建物の名称

日比谷シャンテ（地下1階）

(2) 建物所在地

東京都千代田区有楽町一丁目2-2

(3) 賃借面積

約263m²（約80坪）

(4) 建物所有者及び日比谷シャンテ運営者

東宝株式会社

3 業務委託の内容

(1) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日（3年間）

※契約締結日は、今年中を予定していますが、この企画提案募集は、令和6年度9月補正予算成立を前提とした事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、島根県議会において令和6年度9月補正予算が否決された場合は、契約を締結しないこととします。

(2) 業務委託料

業務委託料は、令和7年度から年度毎に37,920千円（税込）を上限とします。

なお、運営事業者が現受託者から変更となる場合、事業者間での引継ぎ業務等が想定されるため、一定期間の休館が生じることを見込み、令和7年4月分売上の営業補償相当額（3,486千円）を令和7年度に限り、委託料に加算することとします。

ただし、令和7年4月中に、準備が整い次第営業を開始することを妨げるものではなく、遅くとも令和7年5月1日からの営業開始を義務づけるものとします。

(3) 業務の内容

- ①食品（酒類を含む。）や工芸品などの島根県産品の展示、紹介及びあっ旋
- ②ご縁ステージ（対面販売コーナー）、ご縁広場（イベントスペース）の運営
- ③ご縁カフェ（店内併設飲食コーナー）での県産品飲食物提供
- ④店舗外での県産品の販売（外販）（⑦を除き最低年15回程度）
- ⑤店舗内外での集客、県産品の販売促進、観光PRを目的としたイベント等の企画・実施

- ⑥日比谷しまね館ECサイトの運用・保守
- ⑦日比谷しまね館移動販売車の運用（月2回程度）
- ⑧店舗で販売する県産品へのお客様の反応や評価の収集及び事業者へのフィードバック
- ⑨顧客情報や商品情報（売上額、売れ行き状況など）など、店舗運営や経営分析に必要な情報の収集・開示
- ⑩島根県の観光に関する情報収集
- ⑪来館者に対する島根県の観光案内業務（専属スタッフの常駐は不要）
- ⑫観光情報コーナー配架物等の管理、モニターの運用
- ⑬「日比谷しまね館NEWS」などの広報物の作成（月1回程度）
- ⑭日比谷シャンテが実施する各種企画への参加・協力
- ⑮県や県内市町村、県内事業者、入居建物内の他のテナントが実施する各種イベントへの協力
- ⑯チラシ、各種ポップ、ホームページやSNS（Facebook、Instagram、X）の運用などによる情報発信（ホームページは新たに開設することを求めるものではなく、現在県が管理している既存媒体の運用を委託することを想定）
- ⑰店舗内の管理（火気の取扱い、防犯関係、消耗品の交換など）
- ⑱県が貸与する備品類の管理
- ⑲県産品の販路開拓、拡大に向けた県及び県が委託する県産品販路開拓業務受託事業者との連携、調整、必要に応じた情報共有
- ⑳日比谷しまね館の管理運営に係る報告書の作成及び報告会の実施（月1回）

（４）休業日及び営業時間

日比谷シャンテ営業規則に定める休業日及び営業時間を遵守していただきます。

- ①休業日：建物所有者が定める休業日（半期に1日ずつ、年末年始2日の年間4日程度）
- ②営業時間：午前11時から午後8時（ご縁カフェの営業時間は別途定めることも認める。）

（５）業務実施における条件

- ①店舗管理運営に関する法令、条例、行政からの命令・指導、その他関連する諸法規を遵守すること。
- ②日比谷シャンテ営業規則及び日比谷シャンテ管理規則を遵守すること。
- ③販売に必要な各種許可や免許（酒類販売業免許や食品営業許可など）を取得すること。
- ④クレジットカードや交通系IC等の主要な電子マネー（外国人向けのサービスを含む。）での決済に対応すること。
- ⑤POSシステムを導入し、商品の売上等の情報を詳細に管理すること。
- ⑥店舗を管理運営するために必要な人員を適正に配置すること。
 - ア 業務対象である売場全体の管理運営や県との調整等を行う総括責任者、それを補佐する副責任者の配置（営業時間中は、最低でもいずれか一方が店舗内に勤務していること。）
 - イ 店舗内外で接客業務等を行う人員の配置
 - ウ 店舗を運営するために必要な有資格者の配置（酒類販売責任者や食品衛生責任者、防火・防災管理者など）
 - エ 上記ア～ウの人員には、人権同和研修、接客研修など必要な研修を受講させること。

また、日比谷しまね館は首都圏における島根県の顔とも言える施設であり、県のイメージ発信の拠点であることに留意し、配置する人員においては、県及び県産品に関する基本的な知識保有はもちろん、来館者に対する接客対応に万全を期し、適切な人員を配置すること。

- ⑦労働関係法令を遵守し、適正な労務管理を行うこと。
- ⑧店舗管理運営マニュアル及び衛生管理マニュアルを策定すること。
- ⑨店舗に係る管理、運営について、県、建物所有者、運営事業者の三者で契約を締結することとし、その内容を遵守すること。

(6) 本委託業務の範囲内として運営事業者が負担する経費

①店舗管理運営に係る諸経費

- ア 人件費（採用経費を含む）
- イ 職員研修費（観光案内に関する現地研修費は除く）
- ウ 商品の仕入費用（配送費を含む）およびその諸経費
- エ POSシステムの導入および運用費用
- オ クレジット・電子マネーの機器使用料および手数料
- カ 各種ギフト券等の手数料
- キ 包装紙や管球等の消耗品費
- ク 店舗内外でのイベント企画・実施に係る費用
- ケ 清掃費、廃棄物処理費、殺虫殺鼠費、食品衛生管理費
- コ 防犯関係費
- サ ウェブサイト管理に要する経費（サーバー管理費等を含む）
- シ ECサイト、移動販売車の維持費
- ス 店舗内の設備等の保守・定期点検費用
- セ 冷蔵庫や什器など、県が貸与した備品類のメンテナンス、修繕経費
- ソ 運営事業者が店舗以外の場所で独自に設置する倉庫や事務所、ロッカーなどの賃借料等

※日比谷シャンテ内に確保できる施設

- 従業員用ロッカー：@500円/月・台、@300円/月・台
- 倉庫：@4,000円/m²（9.0m²、8.3m²）
- 地下駐車場：@55,000円/月・台（移動販売車用）
- タ 建物所有者が指定する自動車用駐車場の無料駐車券の購入費用
- チ 日比谷シャンテ商店会費
- ツ 打ち合わせ等における島根県への出張経費

- ②優先交渉権者決定から業務委託契約締結までに係る経費
- ③運営事業者が、故意または過失により店舗等を損傷し、または滅失したときは、運営事業者の負担により原状回復すること。また、県に別に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- ④店舗管理運営において第三者に損害が生じた場合、運営事業者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が運営事業者の責めに帰することができない事由による場合は、その限りでない。

※県は、運営事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合、運営事業者に対して賠償した金額およびその他賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

⑤下記3（7）に明記した受益者負担金

（7）受益者負担金

運営事業者は県に対し、店舗運営で得られた利益の一部を受益者負担金として納付していただきます。

受益者負担金の算定方法（割合など）を提案して下さい。なお、受益者負担金なしの提案も可とします。

（8）県が別途負担する経費

- ①店舗の賃借料（敷金、共益費等含む）
- ②施設全体の設備の修繕経費
- ③観光案内に関する現地研修費（県および運営事業者の間で協議し、必要と判断されたものに限ります。）

4 公募への参加資格

（1）単独の法人、若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。ただし、複数のコンソーシアムの構成員となって参加、又は単独の法人とコンソーシアムの構成員として重複参加することはできません。

また、コンソーシアムを結成し参加する場合は、構成員のいずれかを代表者に定めた協定書を締結し、県にその写しを提出すること。

（2）単独の法人、コンソーシアムの構成員は、次の各号の要件をすべて満たすこと。

- ①前記（3の（3））の業務の内容を実施することができる者
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑤国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
- ⑥直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦島根県内に事業所を有する者にあつては、直近1事業年度の県税の滞納がないこと。
- ⑧島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- ⑨次のいずれにも該当しない者であること。

ア 単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員が、島根県暴力団排除条例（以下、

- 「条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団であること。
- イ 単独の法人、若しくはコンソーシアムの構成員の役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員を言う。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員であること。
- ウ 次のいずれかに該当する暴力団、又は暴力団員と密接な関係を有すること。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している者
 - ・役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ・役員等が暴力団、又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ・役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ その他、当該公募に選定されることが暴力団、及び暴力団員の利益となると認められる者であること。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 応募手続き等

(1) スケジュール

9月24日(火) ~	公募開始 (募集要項の配布、質問書・企画提案説明会参加申込書・企画提案参加表明書・企画提案書の提出受付の開始)
9月30日(月) ~17:00	企画提案説明会参加申込書の提出期限
10月2日(水)	企画提案説明会の開催
10月7日(月) ~17:00	質問書の提出期限
10月10日(木) ~17:00	企画提案参加表明書の提出期限
10月15日(火) 予定	質問書に対する回答期限、参加資格の通知期限
10月28日(月) ~17:00	企画提案書の提出期限
10月29日(火)~ 11月1日(金) 予定	プレゼンテーション日時時の通知
11月5日(火) 予定	提案者プレゼンテーション、企画提案審査会の開催
11月15日(金) 予定	優先交渉権者との協議、選考結果の通知

(2) 企画提案説明会

本事業に関する説明会を以下のとおり開催します。

①日時

令和6年10月2日(水) 14時から

②場所

島根県庁 602会議室(島根県松江市殿町1番地)

③参加申込み方法

「企画提案説明会参加申込書」(別記様式5)により、電子メール又はFAXにてお申し込みください。

④申込書の提出期限

令和6年9月30日（月）17時必着

⑤その他

- ・説明会への参加人数は、会場の都合上、1社当たり3名までとします。
- ・説明会への参加は、公募参加の必須条件ではありません。
- ・説明会は、オンライン（Zoom）による参加も可能です。
- ・説明会会場では、ご質問を受け付けることはできますが、原則その場での回答はせず、質問書への回答として下記（3）のとおり取り扱います。

（3）質問書の受付及び回答

本要項や資料の内容等についての質問は、以下のとおりとします。

①質問方法

「質問書」（別記様式3）により、電子メール又はFAXにて提出してください。

②質問書の提出期限

令和6年10月7日（月）17時まで

③質問への回答日

令和6年10月15日（火）（予定）

④質問への回答方法

参加資格があると通知したすべての者に対し、電子メール又はFAXによりお知らせします。

⑤その他

本公募と関係のない内容に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれのある質問等には回答しません。

（4）応募費用の負担

本公募の応募に際して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。

（5）担当部局

本公募の各種書類の提出先やお問い合わせ先、受付時間は次のとおりです。

所 属	島根県しまねブランド推進課 物産振興推進スタッフ
住 所	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（県庁舎2F）
連 絡 先	（電話）0852-22-5646 / （FAX）0852-22-6859
E-mail	brand@pref.shimane.lg.jp
受付時間	9時から17時まで（土日祝祭日を除く）

6 申請書類の内容及び提出方法

（1）企画提案参加表明書

①参加表明書の提出方法

企画提案への参加を希望する者は、以下の書類を持参又は郵送により提出してください。

※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土日祝祭日は除く）までとし、郵便の場合は、郵便書留による必着に限ります。

	書類名	部数
1	企画提案参加表明書（別記様式1） ※コンソーシアムによる参加の場合は、協定書も提出すること。	1部
2	会社概要（会社案内や要覧など、会社組織や内容がわかるもの）	1部
3	定款	1部
4	直近3ヵ年間分の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類）	1部
5	都道府県税の納税証明書	1部
6	消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書	1部
7	誓約書（別記様式2）	1部

②参加表明書の提出期限

令和6年10月10日（木）17時まで

③参加表明書の提出先

本要項5の（5）に同じ

④参加資格の通知日

令和6年10月15日（火）（予定）

⑤参加資格の通知方法

参加表明書を提出したすべての者に対し、電子メール又はFAXによりお知らせします。

（2）企画提案書

①企画提案の方法

企画提案の提出を希望する者は、以下の提案項目、提案内容を記載した企画提案書を7部（正本1部、副本6部）持参又は郵送により提出してください。

※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土日祝祭日は除く）までとし、郵便の場合は、郵便書留による必着に限ります。

	提案項目	提案内容
1	管理運営の基本姿勢	○島根県らしさ、魅力をPRできる店舗づくり、運営コンセプト ○店舗の管理運営における考え方、方針 など
2	管理運営の内容	○商品の販売計画 取扱商品のラインナップや売場の工夫など ○飲食提供の内容 ○店舗外での販売（外販）の取組 ○県産品の販路開拓（外商など）に向けた取組 ○集客や販売促進、観光PRに関する取組 ○ECサイトの有効的な活用手法、内容 ○観光案内業務の実施手法、内容 ○利用者に向けた情報発信の取組

		○商品の販売データなど各種情報の収集と開示方法
3	管理運営計画	○店舗の運営体制 人員体制、主要スタッフの経歴（店舗責任者やバイヤー等）など ○店舗スタッフの教育計画 商品知識や接客技術、観光情報の習得 など ○店舗管理運営のサポート体制 ○商品別（食品、生鮮品、工芸品）の仕入れ方法 商品の選定方法や物流方法 など
4	委託料	○委託料の金額（年ごと）
5	収支計画	○業務委託期間中の収支計画 年度別のレジ通過者数、客単価、売上高などを記載 ※提案した受益者負担金は支出に計上すること
6	受益者負担金	○受益者負担金の算定方法
7	その他	○業務を実施するために必要な島根県内、及び首都圏での人的・拠点的网络 ○その他の提案 など

【企画提案書作成にあたっての補足事項】

- ・企画提案書は、別記様式4を表紙とすること。
表紙以外の様式は任意としますが、サイズはA4版（A3版の折り込みは可）で横書き、左綴じとすること。
- ・企画提案に関する有効な資料や、過去に類似業務を実施した実績がある場合は、その資料を添付すること。（7部（正本1部、副本6部））
- ・企画提案書等は返却しません。
- ・必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

②企画提案書の提出期限

令和6年10月28日（月）17時まで

③企画提案書の提出先

本要項5の（5）に同じ

④企画提案に係る経費

企画提案に係る経費として、単独の法人による参加はその法人に、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して10,000円（消費税等含む。）をお支払いします。

ただし、業務委託先に決定した者、及び資格審査により参加資格がないとされた者に対してはお支払いしません。

企画提案にかかる経費は、業務委託先が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座に振り込みます。

7 評価・選定方法

(1) 評価の方法等

提出された企画提案書の審査については、県関係者及び有識者等で構成する「島根県アンテナショップ管理運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションにより、以下の項目について審査します。

審査項目	評価内容
業務遂行能力	○店舗運営及び施設管理を責任を持って実行できるか。 ○県産品の販売や観光案内・PRを通じて、島根県の魅力発信や県産品の販路開拓に積極的に取り組むなど、アンテナショップとしての機能を十分に発揮できる提案であるか。 ○店舗運営に必要な資力を有しているか。 ○過去に類似した業務を実施したことがあるなどの経験を有しているか。
事業計画の妥当性	○集客が期待できる提案になっているか。 ○収益が確保され、将来的にも安定した経営が可能であると判断できる計画となっているか。
運営体制の妥当性	○店舗の管理運営を確実に実施できる人員体制及び人員配置がなされた提案となっているか。 ○主要スタッフ（店舗責任者やバイヤーなど）は、十分な能力を有した者が配置されているか。 ○県産品や県内の観光情報の知識の習得や、顧客満足確保のための接客サービスなど、従業員教育の取り組みが適切であるか。 ○販売データ、消費者の声などを県内事業者にフィードバックする体制が構築されているか。 ○仕入れ体制が妥当であるか。 ○魅力的な商品選定、商品づくりのための工夫がされているか。
収支計画等の妥当性	○収支計画が現実的で妥当であるか。 ○提案された内容と金額が適切であるか。

(2) 企画提案のプレゼンテーション

①プレゼンテーションの方法

提出された企画提案書について、説明及び質疑応答を行います。

なお、企画提案書を提出した者が多数の場合は、プレゼンテーション実施に先立ち書類審査を行う場合があります。書類審査の結果等詳細については、対象者に別途通知します。

②プレゼンテーションの実施日

令和6年11月5日（火）（予定）

※プレゼンテーションの日時については、企画提案書提出者に別途通知します。

③プレゼンテーションの実施場所

島根県庁（予定）

※プレゼンテーションの会場については、企画提案書提出者に別途通知します。

④その他

- ・プレゼンテーションには、本業務の総括責任者及び担当者等がご出席ください。
- ・出席人数は、会場の都合上、1社当たり3名までとします。

(3) 選定委員会の開催

①選定の方法等

プレゼンテーション終了後、選定委員会において審査を行い、最上位の者を優先交渉事業者に決定します。

②審査結果の通知日

令和6年11月15日（金）（予定）

③審査結果の通知方法

審査結果については、提案者に対し、電子メール又はFAXによりお知らせします。

④その他

- ・審査結果や審査内容等に係る質問や異議は一切認めません。
- ・選定委員会による審査の結果、基準を満たす提案がなかった場合、又は企画提案書の提出がなかった場合は再度公募します。

(4) 業務委託事業者の決定

①優先交渉権者との協議

選定委員会で決定した優先交渉権者と業務委託契約締結に必要な協議を行い、県と優先交渉権者の両者でその確認ができれば、業務委託事業者として決定します。

②優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合の措置

優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、優先交渉権者に次いで評価が高かった者を改めて優先交渉権者に選定し、業務委託契約に必要な協議を実施します。なお、優先交渉権者に次いで評価が高かった者がいない場合は、再度公募します。